

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊丘珠駐屯地
第325会計隊丘珠派遣隊長 黒川 孝一

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6LY01NY00380		6LZ11AM2806 0001				R8-24	
品名 または 件名							
すべり出し機能付きモノレール（テルハ）撤去・据付役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
陸上自衛隊丘珠駐屯地			丘珠駐屯地 ターミナルレーダ局舎				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
管制気象隊基地隊 佐藤1尉 内) 277			令和8年10月30日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊丘珠駐屯地 第325会計隊丘珠派遣隊契約班及び北部方面会計隊ホームページによる。細部は、第7項(2)の適用する契約条項を確認すること

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：説明会は実施しない
入札日時場所：令和8年10月8日（木）10時00分 丘珠駐屯地厚生センター談話室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 令和7年・令和8年・令和9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」で北海道地域の資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。（防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を新規に申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。）
 - ウ 「入札及び契約心得」を厳守している者。
 - エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (2) 適用する契約条項等
- 駐屯地用標準契約書
- ア 契約条項
 - 役務請負契約条項
 - イ 特約条項
 - (ア) 談合等の不正行為に関する特約条項
 - (イ) 暴力団排除に関する特約条項
- (3) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
 - イ 契約保証金は免除とするが、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

- (4) 入札の無効
- ア 第2項及び第7項(1)で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札に関する条項に違反した入札
 - ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
 - エ 入札に遅刻又は途中退席した者の入札
 - オ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
 - カ 入札書下部余白に「当社(私・個人の場合)、当団体(団体の場合)は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること
- (5) 契約書作成の要否
- 契約書を作成する。
- (6) 落札決定方式
- ア 当隊所定の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令(昭和24年勅令第165号)第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
 - イ 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (7) その他
- ア 契約の成立時期は、契約書に双方が記名押印したときとする。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札に参加する者は資格審査結果通知書(写)を提出すること。
 - エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
 - オ 電報、電話及びFAXによる入札は認めない。
 - カ 郵便による入札を行う場合、第325会計隊丘珠派遣隊(担当:星)に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに「入札書(入札件名を記入)」在中」と明記し封印するとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第2項(2)同様の資格審査結果通知書(写)を同封し、入札実施の前日までに次項に示す入札に関する事項の担当へ必着させるものとする。この際、令和8年10月7日(水)1700までに到着するように配達記録の残る方法で送付すること。(メール便可)
 - キ 郵便入札がある場合の再度入札に関しては、速やかに応札業者に対して再度入札執行日時を通知し、後日実施する。
 - ク 本入札実施にあたり、市場価格調査を実施しております。入札参加希望業者は上記電話連絡を実施するとともに、FAXにて市場調査価格表の提出を令和8年10月7日(水)1700までに送付してください。
 - ケ 感染症対策防止の観点から郵便入札を推奨しております。もし入札当日参加される場合は、事前にご連絡をお願いいたします。
 - コ 入札に関する事項の問合せ先
陸上自衛隊丘珠駐屯地 第325会計隊丘珠派遣隊 契約班(担当:星)
TEL 011-781-8321 (内347)
FAX 011-781-0504 (直通)
 - サ 仕様書に関する事項の問合せ先
陸上自衛隊丘珠駐屯地 管制気象隊基地隊(担当:佐藤)
TEL 011-781-8321 (内277)
- (8) 公告揭示場所及び期間
- ア 揭示場所: 陸上自衛隊丘珠駐屯地第325会計隊丘珠派遣隊
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
 - イ 揭示期間: 令和8年9月16日~令和8年10月8日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6LY01NY00380									
NO	調達要求番号		物品番号		単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定
	品 名					仕様書番号			使用期限等	引 渡 場 所	検査
	部品番号 または 規格									搬 入 場 所	
	使用器材名				納 期					包装	
1	6LZ11AM2806	0001			ST	1.00				陸上自衛隊丘珠駐屯地	
	すべり出し機能付きモノレール（テルハ）撤去・据付役務								丘珠駐屯地 ターミナルレーダ局舎		
	仕様書のとおり								管制気象隊基地隊 佐藤 1 尉 内） 2 7 7		
						R8-24			令和8年10月30日		
				- 以 下 余 白 -							

役 務 仕 様 書		
すべり出し機能付きモノレール（テルハ） 撤去・据付役務	仕様書番号	北航第R 8－2 4号
	作 成	令和8年8月26日
	作成部隊等名	北部方面管制気象隊基地隊 1等陸尉 佐藤 和也

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊丘珠駐屯地において使用している、すべり出し機能付きモノレール（テルハ）を更新するために必要な撤去・据付役務（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001（以下、“一般共仕”という。）及びGLT-CG-Z500002（以下、“外注共仕”という。）による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用又は参考とする次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

GS-B990370C すべり出し機能付モノレール（テルハ）

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

クレーン構造規格（平成7年労働省令告示第134号）

c) 取扱説明書

象印チェンブロック株式会社 DAUMUCU-1S 取扱説明書

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

- 本役務は、クレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき、実施するものとする。
- 契約の相手方は、本役務を履行するにあたり、器材の撤去・据付に関する技能、能力、知識をもつものとする。
- 契約の相手方は、本役務を履行するにあたり、必要な器材及び資材などは、契約の相手方で準備するものとし、かつ、“国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律”（以下、“グリーン購入法”という。）に適合するものとし、この仕様書に規定していない事項は、契約の相手方が規定する社内規定及び商慣習による。
- 契約の相手方は、本役務で撤去した器材（撤去により発生した部品及び副資材を含む。）は、外注共仕の付属書Bにより処置する。
- 契約の相手方は、本役務を履行するに先立ち、実施する場所に対する法律や条例に基づく指定地域や規制基準の適合の有無及び建設物、交通標識、消火設備類、境界線などの他工作物の有無を確

認し、あらかじめ監督官と打ち合わせの上適切に措置する。

- f) 契約の相手方は、本役務を履行するにあたり、別の契約の請負者と出会い作業となる場合は、監督官の指示に従い、関係請負者間において十分協議を行い、相互に円滑な作業の実施に努める。

2.2 役務場所、撤去品集積場所及び撤去・据付器材

- a) 役務場所は付図1～4による。
b) 撤去器材の集積場所は付図1による。
c) 撤去器材及び据付器材は表1による。

表1－撤去器材及び据付器材

撤去器材	品名・型式	すべり出し機能付きモノレール（テルハ）
	納入年月	平成20年3月25日
	製造会社	象印チェンブロック株式会社
据付器材	品名・型式	すべり出し機能付きモノレール（テルハ）
	納期	令和8年10月30日

2.3 実施要領

2.3.1 施設等の保護

- a) 契約の相手方は、本契約を履行するにあたり、官側の保有する施設、部品の損傷防止に留意し、養生などを行わなければならない。なお、作業において施設、物品に損傷が発生した場合は、速やかに監督官に報告するとともに、契約の相手方の責任において復旧しなければならない。
- b) 本役務終了時には、整理・清掃を確実に行うとともに、養生などの撤去を役務期間内に完了する。

2.3.2 役務内容

役務内容は表2に示す役務項目について行うものとし、細部は官側と調整による。

表2－役務内容

役務項目	役務内容
現地調査	契約締結後速やかに官側と調整の上、現地調査を実施し、撤去器材、設置場所及び作業エリアを確認・調整する。
計画・管理	現地調査後速やかに実施事項及び管理事項等を定めた作業計画書を作成する。また、必要により据付器材の納入業者との協議を実施する。
配線・金具等撤去	撤去器材に接続されている各種ケーブル及び固定金具を撤去するとともに銘板を取り外し監督官に提出する。なお、配線撤去は、漏電がないように実施する。
撤去器材の移動・保護	撤去器材及び本役務で発生した材料のうち官側に返納する物品について、監督官が指定した場所まで移動し、外注共仕の附属書Bの区分に基づき、種類別に仕分けるとともに風雨等による影響に留意し、官側と調整の上、保護措置を実施する。
納入器材の据付・調整	納入器材を設置後に試運転及び定格荷重の1.25倍の荷重試験を実施し、必要とあれば調整を実施する。なお、現地試験で使用する器材等（部隊側が示す連絡用資材含む。）は、契約の相手方が準備する。

表 2－役務内容（続き）

役務項目	役務内容
復旧	床などを役務開始前の状態に復旧する。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 保全

- a) 契約の相手方は、本契約の履行によって直接または間接を問わず知りえた事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表などを許可なく行ってはならない。
- b) 撮影等については、作業の進捗がわかるもののみとし、本役務に直接必要ない施設等が映り込まないようにする。

4.2 駐屯地への立ち入り

- a) 駐屯地への入門の際は、駐屯地所定の立ち入り手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地内での作業にあたっては、駐屯地内での行動（入門手続き、火気取扱い、作業用通路、立入制限区画への立ち入りなど）は、駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して、作業地域及び厚生センター以外への立ち入りを禁止する。
- c) 駐屯地内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して実施するものとし、万一破損させた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、契約相手方の負担において原形に復旧するものとする。また、第三者に損害を与えた場合は契約の相手方の責任において補修するものとする。
- d) 駐屯地の定められた喫煙場所以外での喫煙は認めない。また、清掃を確実に実施し火災の予防に努めるものとする。

4.3 役務時間

飛行場運用終了後の夜間（2030～翌0630）を基準とし、作業計画書作成の際に事前に官側と調整をする。また、その他の時間の作業については監督官と調整をする。

4.4 撤去器材及び発生材の処理

- a) 撤去器材は銘板の表示が残っていないかを確認する。
- b) 発生材は、鉄くず、銅線ケーブル、銅線以外のケーブル及びプラスチック等に区分する。
- c) 撤去器材及び発生材は、付図に示す場所へ区分して搬入・集積する。細部の位置は監督官の指示による。

4.5 安全管理

- a) 契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意喚起する。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。
- b) 契約の相手方は、器材等をクレーン等により積み込む又は荷下ろしする場合、実施者とは別に安全管理者を指定する。クレーンを操作する要員は熟練者とし、周辺に存在する官側の保有する施設、物品に損傷を与えないように十分は配慮を行う。また、作業中における適切な道路の誘導は別に道路誘導員を指定して行う。

4.6 提出書類

提出書類は、表 3 を基準とする。

表 3－提出書類

番号	名称	提出時期	提出形式	数量	注記
1	作業計画書	現地調査後	紙	1	様式随意
2	設置試験報告書	作業終了後	紙	1	様式随意
3	作業記録	作業終了後	紙	1	様式随意

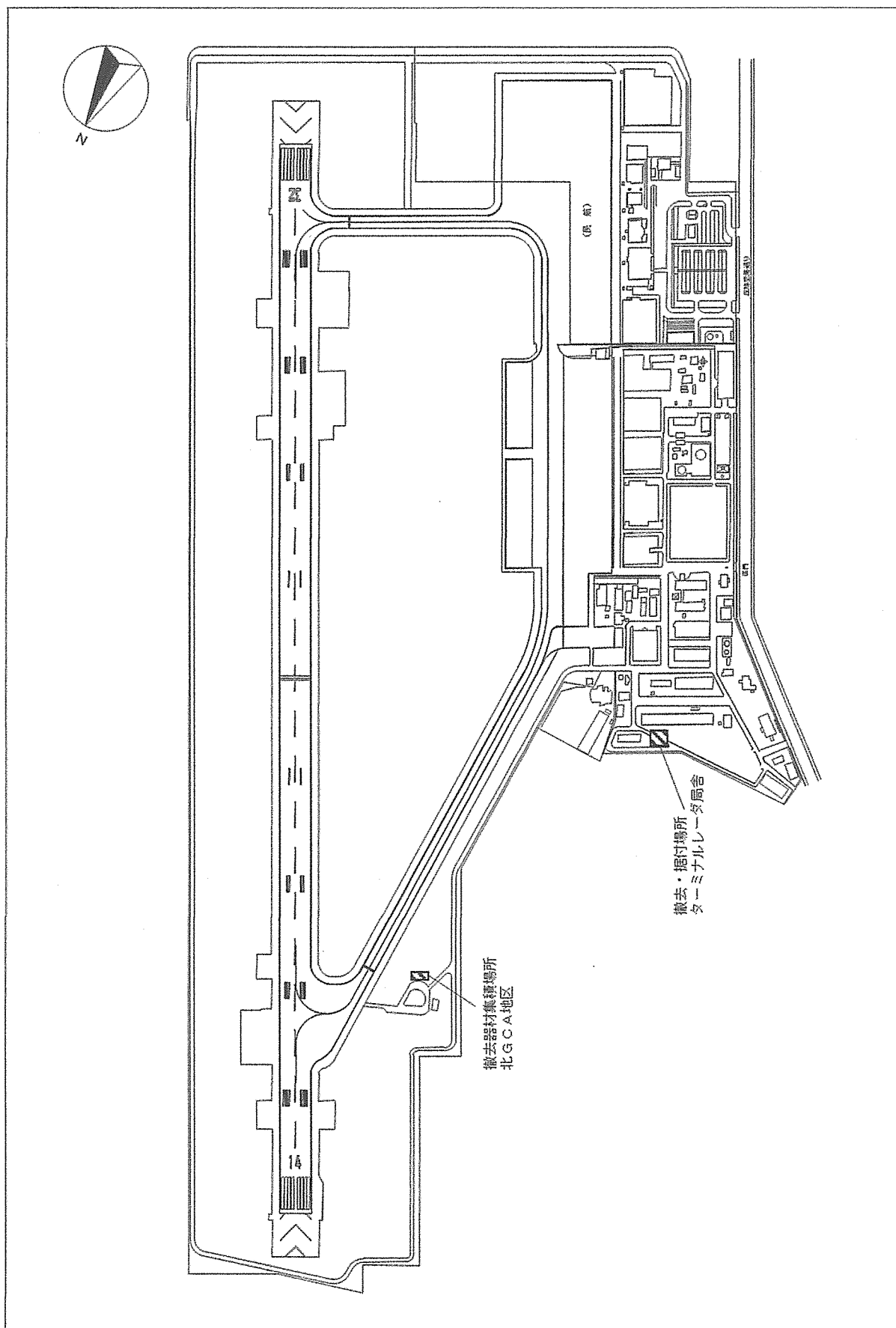
4.7 不具合などの処理

この契約の履行にあたり、不具合などが発生した場合は、速やかに契約担当官の指示を受けるものとする。

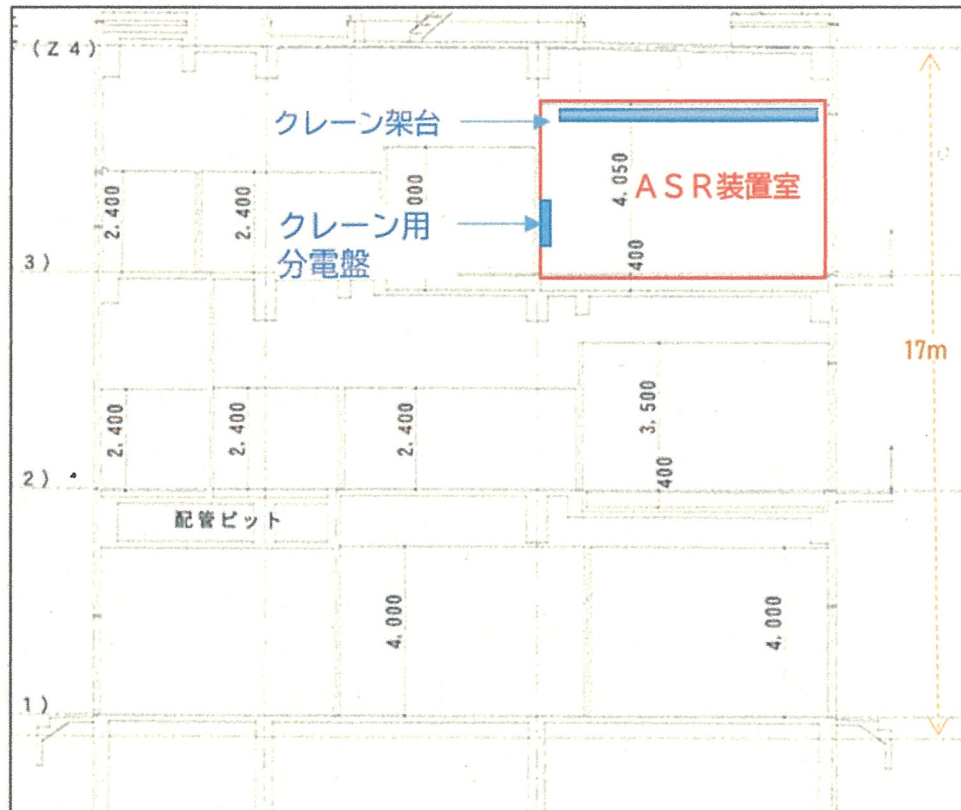
4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、すべて監督官と協議する。

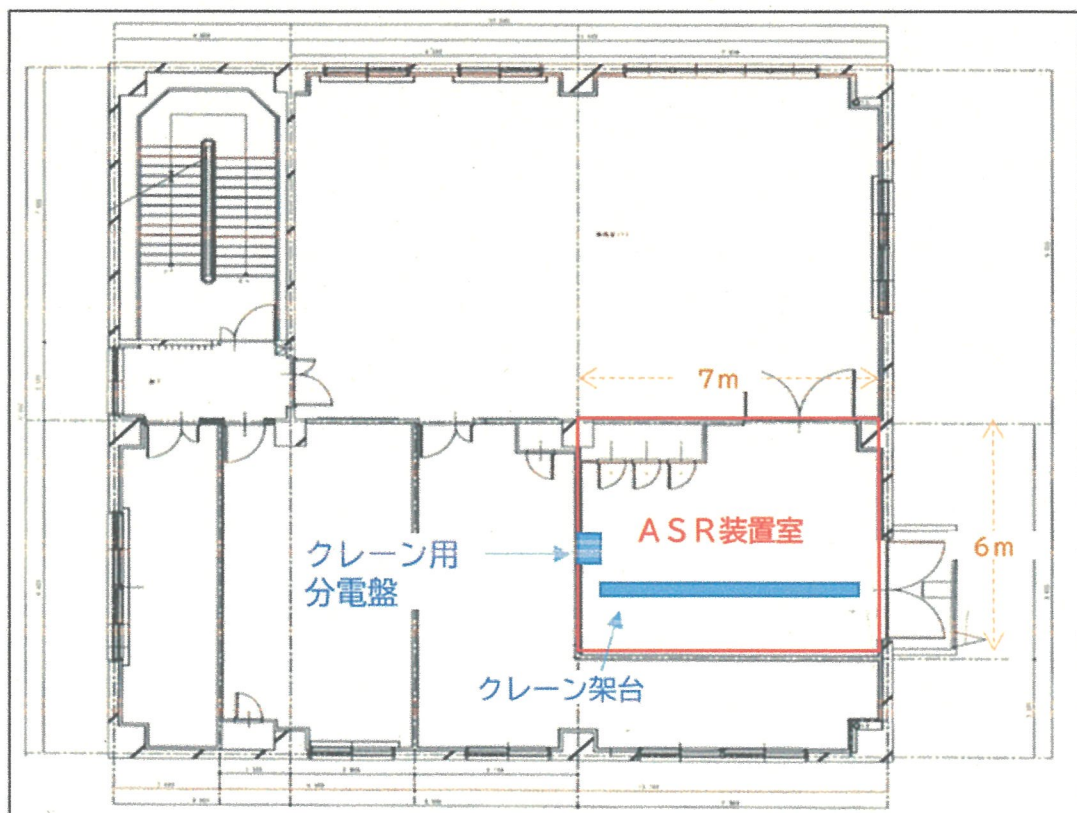
付図1 一本役務の対象場所等



付図 2－撤去・据付位置（ターミナルレーダ局舎縦断面図）



付図 3－撤去・据付位置（ターミナルレーダ局舎屋上平面図）



付図４－クレーン搬入口（ターミナルレーダ局舎東側立面図）

